

本原浜岡発第 105 号
令和 4 年 6 月 27 日

原子力規制委員会 殿

住 所	名古屋市東区東新町 1 番地
申請者名	中部電力株式会社
代表者の氏名	代表取締役社長 林 欣吾 社長執行役員

浜岡原子力発電所 2 号原子炉

廃止措置計画変更認可申請書の一部補正について

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第 43 条の 3 の 34 第 3 項において準用する同法第 12 条の 6 第 3 項の規定に基づき、令和 4 年 4 月 6 日付け本原浜岡発第 102 号をもって変更認可を申請した浜岡原子力発電所 2 号原子炉廃止措置計画変更認可申請書について、下記のとおり一部補正いたします。

記

浜岡原子力発電所 2 号原子炉廃止措置計画変更認可申請書の別紙 3「変更の内容」について、添付 1 のとおり一部補正する。

以 上

浜岡原子力発電所 2 号原子炉廃止措置計画変更認可申請書の
補正前後比較表

別紙3 「変更の内容」の補正前後比較表

補正箇所	補正前	補正後	理由												
86 頁	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(2) 機器除染 原子炉本体のうち、スチームドライヤ、気水分離器等は、二次的な汚染が蓄積している。核燃料物質の取扱及び貯蔵施設のうちから、使用済燃料貯蔵ラックは燃料プール内に設置していることから二次的な汚染が付着している。このため、これらの設備の解体撤去に先立ち、放射線業務従事者及び周辺公衆の被ばく低減、放射性物質の施設内外への漏えい防止並びに廃棄物低減の観点から、主要な二次的な汚染を除去することを目的として、化学的除染法による機器除染を行う。必要に応じて機械的除染法を適用する。</p> <p>機器除染に係る安全確保対策は、系統除染に準じて行う。</p> <p>また、第2段階対象設備のうち、解体中または、解体後の除染により放射線業務従事者等の被ばく低減の観点から、機械的除染法による除染を行い、可能な限り放射線業務従事者等の被ばく低減を図るとする。必要に応じて化学的除染法を適用する。</p> <p>解体中除染は、「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」に、解体後除染は、「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(2) 機器除染 原子炉本体のうち、スチームドライヤ、気水分離器等は、二次的な汚染が蓄積している。核燃料物質の取扱及び貯蔵施設のうちから、使用済燃料貯蔵ラックは燃料プール内に設置していることから二次的な汚染が付着している。このため、これらの設備の解体撤去に先立ち、放射線業務従事者及び周辺公衆の被ばく低減、放射性物質の施設内外への漏えい防止並びに廃棄物低減の観点から、主要な二次的な汚染を除去することを目的として、化学的除染法による機器除染を行う。必要に応じて機械的除染法を適用する。</p> <p>機器除染に係る安全確保対策は、系統除染に準じて行う。</p> <p>また、第2段階対象設備のうち、解体中または、解体後の除染により放射線業務従事者等の被ばく低減の観点から、機械的除染法による除染を行い、可能な限り放射線業務従事者等の被ばく低減を図るとする。必要に応じて化学的除染法を適用する。</p> <p>解体中除染は、「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」に、解体後除染は、「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(3) 解体後除染 第2段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備のうち、解体後の除染により放射線業務従事者等の被ばく低減の観点から、可能な限り放射線業務従事者等の被ばく低減を図るとする。必要に応じて化学的除染法を適用する。解体後除染は、「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(3) 解体後除染 第2段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備のうち、解体後の除染により放射線業務従事者等の被ばく低減の観点から、可能な限り放射線業務従事者等の被ばく低減を図るとする。必要に応じて化学的除染法を適用する。解体後除染は、「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>(2) 機器除染 原子炉本体のうち、スチームドライヤ、気水分離器等は、二次的な汚染が蓄積している。核燃料物質の取扱及び貯蔵施設のうちから、使用済燃料貯蔵ラックは燃料プール内に設置していることから二次的な汚染が付着している。このため、これらの設備の解体撤去に先立ち、放射線業務従事者及び周辺公衆の被ばく低減、放射性物質の施設内外への漏えい防止並びに廃棄物低減の観点から、主要な二次的な汚染を除去することを目的として、化学的除染法による機器除染を行う。必要に応じて機械的除染法を適用する。</p> <p>機器除染に係る安全確保対策は、系統除染に準じて行う。</p> <p>また、第2段階対象設備のうち、解体中または、解体後の除染により放射線業務従事者等の被ばく低減の観点から、機械的除染法による除染を行い、可能な限り放射線業務従事者等の被ばく低減を図るとする。必要に応じて化学的除染法を適用する。</p> <p>解体中除染は、「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」に、解体後除染は、「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。</p>	<p>(2) 機器除染 原子炉本体のうち、スチームドライヤ、気水分離器等は、二次的な汚染が蓄積している。核燃料物質の取扱及び貯蔵施設のうちから、使用済燃料貯蔵ラックは燃料プール内に設置していることから二次的な汚染が付着している。このため、これらの設備の解体撤去に先立ち、放射線業務従事者及び周辺公衆の被ばく低減、放射性物質の施設内外への漏えい防止並びに廃棄物低減の観点から、主要な二次的な汚染を除去することを目的として、化学的除染法による機器除染を行う。必要に応じて機械的除染法を適用する。</p> <p>機器除染に係る安全確保対策は、系統除染に準じて行う。</p> <p>また、第2段階対象設備のうち、解体中または、解体後の除染により放射線業務従事者等の被ばく低減の観点から、機械的除染法による除染を行い、可能な限り放射線業務従事者等の被ばく低減を図るとする。必要に応じて化学的除染法を適用する。</p> <p>解体中除染は、「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」に、解体後除染は、「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。</p>	<p>(3) 解体後除染 第2段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備のうち、解体後の除染により放射線業務従事者等の被ばく低減の観点から、可能な限り放射線業務従事者等の被ばく低減を図るとする。必要に応じて化学的除染法を適用する。解体後除染は、「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。</p>	<p>(3) 解体後除染 第2段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備のうち、解体後の除染により放射線業務従事者等の被ばく低減の観点から、可能な限り放射線業務従事者等の被ばく低減を図るとする。必要に応じて化学的除染法を適用する。解体後除染は、「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(2) 機器除染 原子炉本体のうち、スチームドライヤ、気水分離器等は、二次的な汚染が蓄積している。核燃料物質の取扱及び貯蔵施設のうちから、使用済燃料貯蔵ラックは燃料プール内に設置していることから二次的な汚染が付着している。このため、これらの設備の解体撤去に先立ち、放射線業務従事者及び周辺公衆の被ばく低減、放射性物質の施設内外への漏えい防止並びに廃棄物低減の観点から、主要な二次的な汚染を除去することを目的として、化学的除染法による機器除染を行う。必要に応じて機械的除染法を適用する。</p> <p>機器除染に係る安全確保対策は、系統除染に準じて行う。</p> <p>また、第2段階対象設備のうち、解体中または、解体後の除染により放射線業務従事者等の被ばく低減の観点から、機械的除染法による除染を行い、可能な限り放射線業務従事者等の被ばく低減を図るとする。必要に応じて化学的除染法を適用する。</p> <p>解体中除染は、「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」に、解体後除染は、「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(2) 機器除染 原子炉本体のうち、スチームドライヤ、気水分離器等は、二次的な汚染が蓄積している。核燃料物質の取扱及び貯蔵施設のうちから、使用済燃料貯蔵ラックは燃料プール内に設置していることから二次的な汚染が付着している。このため、これらの設備の解体撤去に先立ち、放射線業務従事者及び周辺公衆の被ばく低減、放射性物質の施設内外への漏えい防止並びに廃棄物低減の観点から、主要な二次的な汚染を除去することを目的として、化学的除染法による機器除染を行う。必要に応じて機械的除染法を適用する。</p> <p>機器除染に係る安全確保対策は、系統除染に準じて行う。</p> <p>また、第2段階対象設備のうち、解体中または、解体後の除染により放射線業務従事者等の被ばく低減の観点から、機械的除染法による除染を行い、可能な限り放射線業務従事者等の被ばく低減を図るとする。必要に応じて化学的除染法を適用する。</p> <p>解体中除染は、「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」に、解体後除染は、「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(3) 解体後除染 第2段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備のうち、解体後の除染により放射線業務従事者等の被ばく低減の観点から、可能な限り放射線業務従事者等の被ばく低減を図るとする。必要に応じて化学的除染法を適用する。解体後除染は、「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(3) 解体後除染 第2段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備のうち、解体後の除染により放射線業務従事者等の被ばく低減の観点から、可能な限り放射線業務従事者等の被ばく低減を図るとする。必要に応じて化学的除染法を適用する。解体後除染は、「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>(2) 機器除染 原子炉本体のうち、スチームドライヤ、気水分離器等は、二次的な汚染が蓄積している。核燃料物質の取扱及び貯蔵施設のうちから、使用済燃料貯蔵ラックは燃料プール内に設置していることから二次的な汚染が付着している。このため、これらの設備の解体撤去に先立ち、放射線業務従事者及び周辺公衆の被ばく低減、放射性物質の施設内外への漏えい防止並びに廃棄物低減の観点から、主要な二次的な汚染を除去することを目的として、化学的除染法による機器除染を行う。必要に応じて機械的除染法を適用する。</p> <p>機器除染に係る安全確保対策は、系統除染に準じて行う。</p> <p>また、第2段階対象設備のうち、解体中または、解体後の除染により放射線業務従事者等の被ばく低減の観点から、機械的除染法による除染を行い、可能な限り放射線業務従事者等の被ばく低減を図るとする。必要に応じて化学的除染法を適用する。</p> <p>解体中除染は、「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」に、解体後除染は、「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。</p>	<p>(2) 機器除染 原子炉本体のうち、スチームドライヤ、気水分離器等は、二次的な汚染が蓄積している。核燃料物質の取扱及び貯蔵施設のうちから、使用済燃料貯蔵ラックは燃料プール内に設置していることから二次的な汚染が付着している。このため、これらの設備の解体撤去に先立ち、放射線業務従事者及び周辺公衆の被ばく低減、放射性物質の施設内外への漏えい防止並びに廃棄物低減の観点から、主要な二次的な汚染を除去することを目的として、化学的除染法による機器除染を行う。必要に応じて機械的除染法を適用する。</p> <p>機器除染に係る安全確保対策は、系統除染に準じて行う。</p> <p>また、第2段階対象設備のうち、解体中または、解体後の除染により放射線業務従事者等の被ばく低減の観点から、機械的除染法による除染を行い、可能な限り放射線業務従事者等の被ばく低減を図るとする。必要に応じて化学的除染法を適用する。</p> <p>解体中除染は、「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」に、解体後除染は、「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。</p>	<p>(3) 解体後除染 第2段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備のうち、解体後の除染により放射線業務従事者等の被ばく低減の観点から、可能な限り放射線業務従事者等の被ばく低減を図るとする。必要に応じて化学的除染法を適用する。解体後除染は、「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。</p>	<p>(3) 解体後除染 第2段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備のうち、解体後の除染により放射線業務従事者等の被ばく低減の観点から、可能な限り放射線業務従事者等の被ばく低減を図るとする。必要に応じて化学的除染法を適用する。解体後除染は、「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。</p>	<p>・変更理由の修正</p>
変更前	変更後														
<p>(2) 機器除染 原子炉本体のうち、スチームドライヤ、気水分離器等は、二次的な汚染が蓄積している。核燃料物質の取扱及び貯蔵施設のうちから、使用済燃料貯蔵ラックは燃料プール内に設置していることから二次的な汚染が付着している。このため、これらの設備の解体撤去に先立ち、放射線業務従事者及び周辺公衆の被ばく低減、放射性物質の施設内外への漏えい防止並びに廃棄物低減の観点から、主要な二次的な汚染を除去することを目的として、化学的除染法による機器除染を行う。必要に応じて機械的除染法を適用する。</p> <p>機器除染に係る安全確保対策は、系統除染に準じて行う。</p> <p>また、第2段階対象設備のうち、解体中または、解体後の除染により放射線業務従事者等の被ばく低減の観点から、機械的除染法による除染を行い、可能な限り放射線業務従事者等の被ばく低減を図るとする。必要に応じて化学的除染法を適用する。</p> <p>解体中除染は、「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」に、解体後除染は、「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。</p>	<p>(2) 機器除染 原子炉本体のうち、スチームドライヤ、気水分離器等は、二次的な汚染が蓄積している。核燃料物質の取扱及び貯蔵施設のうちから、使用済燃料貯蔵ラックは燃料プール内に設置していることから二次的な汚染が付着している。このため、これらの設備の解体撤去に先立ち、放射線業務従事者及び周辺公衆の被ばく低減、放射性物質の施設内外への漏えい防止並びに廃棄物低減の観点から、主要な二次的な汚染を除去することを目的として、化学的除染法による機器除染を行う。必要に応じて機械的除染法を適用する。</p> <p>機器除染に係る安全確保対策は、系統除染に準じて行う。</p> <p>また、第2段階対象設備のうち、解体中または、解体後の除染により放射線業務従事者等の被ばく低減の観点から、機械的除染法による除染を行い、可能な限り放射線業務従事者等の被ばく低減を図るとする。必要に応じて化学的除染法を適用する。</p> <p>解体中除染は、「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」に、解体後除染は、「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。</p>														
<p>(3) 解体後除染 第2段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備のうち、解体後の除染により放射線業務従事者等の被ばく低減の観点から、可能な限り放射線業務従事者等の被ばく低減を図るとする。必要に応じて化学的除染法を適用する。解体後除染は、「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。</p>	<p>(3) 解体後除染 第2段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備のうち、解体後の除染により放射線業務従事者等の被ばく低減の観点から、可能な限り放射線業務従事者等の被ばく低減を図るとする。必要に応じて化学的除染法を適用する。解体後除染は、「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。</p>														
変更前	変更後														
<p>(2) 機器除染 原子炉本体のうち、スチームドライヤ、気水分離器等は、二次的な汚染が蓄積している。核燃料物質の取扱及び貯蔵施設のうちから、使用済燃料貯蔵ラックは燃料プール内に設置していることから二次的な汚染が付着している。このため、これらの設備の解体撤去に先立ち、放射線業務従事者及び周辺公衆の被ばく低減、放射性物質の施設内外への漏えい防止並びに廃棄物低減の観点から、主要な二次的な汚染を除去することを目的として、化学的除染法による機器除染を行う。必要に応じて機械的除染法を適用する。</p> <p>機器除染に係る安全確保対策は、系統除染に準じて行う。</p> <p>また、第2段階対象設備のうち、解体中または、解体後の除染により放射線業務従事者等の被ばく低減の観点から、機械的除染法による除染を行い、可能な限り放射線業務従事者等の被ばく低減を図るとする。必要に応じて化学的除染法を適用する。</p> <p>解体中除染は、「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」に、解体後除染は、「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。</p>	<p>(2) 機器除染 原子炉本体のうち、スチームドライヤ、気水分離器等は、二次的な汚染が蓄積している。核燃料物質の取扱及び貯蔵施設のうちから、使用済燃料貯蔵ラックは燃料プール内に設置していることから二次的な汚染が付着している。このため、これらの設備の解体撤去に先立ち、放射線業務従事者及び周辺公衆の被ばく低減、放射性物質の施設内外への漏えい防止並びに廃棄物低減の観点から、主要な二次的な汚染を除去することを目的として、化学的除染法による機器除染を行う。必要に応じて機械的除染法を適用する。</p> <p>機器除染に係る安全確保対策は、系統除染に準じて行う。</p> <p>また、第2段階対象設備のうち、解体中または、解体後の除染により放射線業務従事者等の被ばく低減の観点から、機械的除染法による除染を行い、可能な限り放射線業務従事者等の被ばく低減を図るとする。必要に応じて化学的除染法を適用する。</p> <p>解体中除染は、「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」に、解体後除染は、「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。</p>														
<p>(3) 解体後除染 第2段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備のうち、解体後の除染により放射線業務従事者等の被ばく低減の観点から、可能な限り放射線業務従事者等の被ばく低減を図るとする。必要に応じて化学的除染法を適用する。解体後除染は、「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。</p>	<p>(3) 解体後除染 第2段階中に解体撤去を実施する又は解体撤去に着手する設備のうち、解体後の除染により放射線業務従事者等の被ばく低減の観点から、可能な限り放射線業務従事者等の被ばく低減を図るとする。必要に応じて化学的除染法を適用する。解体後除染は、「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。</p>														

注) 青色の囲み線は、補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。